

特定窓口様各位

平成 25 年 2 月 12 日



PFOS含有消火器の廃棄処理及び回収案内のお知らせについて

標題の件、消火器工業会（リサイクル推進センター）から連絡が入りましたので、一報お知らせさせていただきます。

記

廃棄処理及び回収を停止しておりましたPFOS含有消火器ですが、先般、申請中でありました変更申請の決済が下り、環境省より広域認定制度での取扱が可能となりました。

※特定窓口様には2月8日付け別紙資料が消火器工業会より配布されておりますのでご参照ください。

特定窓口様の回収は2013年2月12日よりまたそれ以外の消火器取扱店様、一般ユーザー様からの回収は2月20日から再開となります。

尚、現在も添付の特定窓口向け文書及びお客様各位向けのPFOS含有消火器（消火薬剤）の取扱についての文書を参照いただき、回収のご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上

～資料：以下は現在も適用されております～

平成 21 年 5 月のストックホルム条約（環境中に残留する生物に蓄積しやすい等の有害な物質を廃絶するための国際条約）締結国会議において、PFOSを含む9物質に関して製造・使用・輸出入の制限する勧告が採択されました。

ストックホルム条約の勧告を受け、日本においては「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（以下、化審法と記）〔環境省、厚生労働省、経済産業省の三省管轄〕により以下の経過にて規制され、平成 22 年 10 月 1 日より「消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令」が施行されました。

平成 22 年 4 月 1 日：化審法の一部を改正する法令の施行

（PFOSが第一種特定化学物質に指定・PFOS含有製品の製造禁止）

同年 5 月 1 日：化審法の一部を改正する法令の施行

（PFOS含有製品の輸入禁止）

同年 10 月 1 日：化審法施行令に定める消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令施行